

令和 3年 8月 30日

介護サービス事業所のお客様各位

## コロナ支援策のご案内

平素より大変お世話になっております。林税理士社労士事務所です。

茨城県より、コロナ感染に直接・間接的に関わった介護サービス事業所へ補助金が発表されておりますのでご案内申し上げます。詳細はHPをご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/serviceteikyotaiseikakuhojigyo.html>

**【茨城県】令和3年度 茨城県 新型コロナウイルス感染症流行下における**

**介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金**

◆**対象事業所** コロナ感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所

コロナ流行で居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

感染者発生施設の利用者受入、当該施設へ職員を応援派遣した事業所

◆**対象費用** ※ サービス提供形態によって対象外になるものもあります。

・職員の感染による人員不足による介護人材確保、代替サービス提供人材確保費用

(緊急雇用費用、割増賃金、損害賠償保険、一定要件に該当する自費検査、等)

・施設等の消毒、清掃費用 ・感染廃棄物の処理費用 ・不足衛生用品購入費用

・通所系代替サービス提供費用(代替場所、車リース料、タブレットリース料等)

◆**交付額** 基準単価と対象経費の実支給額を比較して少ないほうの額

◆**申請期限** 令和4年2月28日予定

◆**申請方法** HP掲載の申請書類を電子メール又は郵送で茨城

県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険指導・監査Gへ送付

